

週休2日適用工事 実施要領

(主旨)

第1 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い示された、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取組の一つとして、受注企業の現場代理人及び主任技術者・監理技術者（以下「技術者等」）と工事現場の労働者を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とすることにより、企業や入職予定者を含む労働者に対して、労働環境の改善に取り組む意識を促進させるとともに、建設業の完全週休2日普及に向けて「週休2日適用工事」（以下「適用工事」という。）の実施にあたり必要となる事項を定める。

2 週休2日

- (1) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

3 4週8休

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(入札公告、特記仕様書への明示)

第2 適用工事を実施する場合は、「発注者指定型」又は「受注者指定型」のいずれかとし、入札公告及び特記仕様書において「適用工事」であることを明示する。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型

受注者が、週休2日に取り組むことを選択する方式。受注者が、現場着手日までに週休2日の取り組みの有無を協議する。

(対象工事)

第3 適用工事の対象は、つぎのとおりとする。

- (1) 一般競争入札で公告する全ての工事
- (2) 既に適用工事で実施している工事に密接に関連し、随意契約する工事

2 以下のいずれかに該当する工事は、適用工事の対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 災害復旧工事のうち、緊急を要する工事
- (3) 現場条件や完成期日等、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) その他、発注者が適さないと判断する工事

(週休2日の取組内容)

第4 週休2日は月単位を標準として実施し、さらに、質の向上を図る完全週休2日(土日)に取り組むこともできる。

2 適用工事の受注者(以下「受注者」という。)は、現場施工に着手した日から現場が完了する日までの間(ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者からあらかじめ対象外としている。内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は除く。)、受注企業の技術者等及び下請企業を含む工事現場の労働者を週に2日間、一斉に休日とすることに努めるとともに、労働環境にも配慮する。

3 受注者は、前項で定めた休日において、事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態(以下「現場閉所」という。)とし、週休2日現場閉所(計画・実績)書(参考様式-1)等に現場閉所日を示し、施工計画書により発注者に提出する。なお、この現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。

4 完全週休2日(土日)において、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。

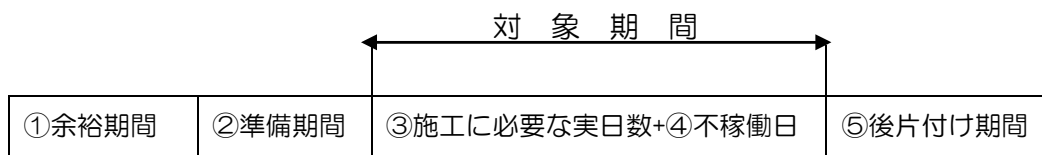
なお、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日(土日)を達成しているとみなす。

- 5 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に連絡する。

＜対象期間とは＞

工期全体から「準備期間と片付け期間を除く期間」を対象期間とする。



＜準備期間とは＞

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。

＜後片付け期間とは＞

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

- 6 受注者は、最終の現場閉所後速やかに「適用工事」の取組実績について、第2項の（参考様式-1）等及び週休2日現場閉所実績集計表（参考様式-2）等に週休2日の実施方法を（通期又は月単位で）記載して発注者に提出し、確認を受けるものとする。
- 7 受注者の責によらず工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、笛吹市建設工事標準請負契約約款の規定による工期の延長変更を請求することができる。

（周辺住民への周知）

- 第5 受注者は、工事現場の公衆の見やすいところに、週休2日適用工事であることを記載した掲示をする（A3版程度）。

（工事成績評価）

- 第6 発注者は、第4で定める受注者の取組に対し、別表「適用工事の取組に対する考査項目」により評価する。
- 2 適用工事（受注者希望型においては適用を宣言した工事）では、第4で定める取組内容が4週8休未満である場合は、3点を減ずる。

（費用の計上について）

- 第7 費用の計上については、山梨県県土整備部長が定める取り扱いに準ずる。
- 2 前項に規定する以外で費用の計上を行う場合は、特記仕様書にそれを明示する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降の入札公告から適用する。
この要領は、令和7年5月1日以降の入札公告から適用する。